

(別紙様式1)

教 高 第 4 8 5 9 号  
令和4年(2022年)3月31日

実施計画書

文部科学省初等中等教育局長 殿

住所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目  
管理機関(代表の機関)名 北海道教育委員会  
代表者名 教育長 倉本 博史

1 管理機関

①管理機関(市区町村・都道府県)

ふりがな	あつけしちょう
管理機関名	厚岸町
代表者職名	町長
代表者職名	若狭 靖

②管理機関(産業界) ※2団体以上ある場合は、適宜、欄を追加して記入してください。

ふりがな	あつけしぎよぎょうきょうどうくみあい
管理機関名	厚岸漁業協同組合
代表者職名	代表理事組合長
代表者氏名	川崎 一好

③管理機関(学校設置者)

ふりがな	ほっかいどうきょういくいいんかい
管理機関名	北海道教育委員会
代表者職名	教育長
代表者職名	倉本 博史

2 指定校名

学校名 北海道厚岸翔洋高等学校

学校長名 福田 雅人

3 事業名 地域の未来を創るマリン・イノベーターの育成  
～IT導入による持続可能な地域社会の創造～

4 事業概要

北海道は、日本海、太平洋、オホーツク海と特性の異なる3つの海に囲まれており、基幹産業の1つである水産業は、生産量・額ともに全国トップを誇っている。道東に位置する厚岸町は、豊かな自然に恵まれカキやコンブの一大産地であるものの、人口減少等により、水産業の従事者数は減少傾向にある。こうしたことから、町内唯一の高校であり、水産科を有する厚岸翔洋高校が指定校となって、地域の産業界(漁協、道の駅)や自

治体（厚岸町）と連携・協働し、IT 技術を活用した「スマート水産業」に関わる機器の設置、取り扱い方法及び取得データの有効活用のほか、未利用資源の活用、新たな商品化に向けた取組を通して、将来、「スマート水産業」を牽引する拠点地域となるよう、三者が一体となって人材育成を図るとともに、地域創生につなげる事業とする。

5 学校設定教科・科目の開設，教育課程の特例の活用（□で囲むこと）

- ア 学校設定教科・科目を開設している  
 イ 教育課程の特例の活用している

6 事業の実施期間

契約日～ 令和5年3月31日

7 令和4年度の実施計画

- (1) 厚岸町長による講話をとおして地域の将来について考察
- (2) 町の人口ビジョンや産業構造を調べ、生徒が主体的に地域の課題を発見
- (3) スマートブイやデジタル操業日誌を用いた資源管理の手法を導入
- (4) 漁業実習艇にビデオカメラを設置し、安全かつ効率的な操業体制を構築
- (5) 市場調査や種苗センターでの栽培漁業に関する研修
- (6) 次年度から学校設定科目を新設するため、教育課程の方向性を検討
- (7) キャリア・パスポートの活用（指定期間において継続して活用）

<添付資料>

- ・ 令和4年度教育課程表（入学者、学年別）

8 事業実施体制

意思決定機関の体制（マイスター・ハイスクール運営委員会）

氏名	所属・職
倉本博史	北海道教育委員会・教育長
若狭靖	厚岸町・町長
川崎一好	厚岸漁業協同組合・代表理事組合長
菅原裕之	北海道釧路総合振興局・局長
中村一明	厚岸町商工会・会長
荻原俊和	株式会社厚岸味覚ターミナル・副支配人
蛸谷幸司	釧路水産試験場・場長
福田雅人	北海道厚岸翔洋高等学校・校長

事業実行機関の構成（マイスター・ハイスクール事業推進委員会）

氏名	所属・職
和田雅昭	公立はこだて未来大学・教授
安藤義秀	厚岸観光協会・事務局長
長谷川智人	北海道教育庁高校教育課・係長
守屋正人	北海道教育庁釧路教育局・主査

川 越 一 寿	厚岸町水産農政課・課長
今 村 征 士	厚岸漁業協同組合・総務部長
岩 崎 純 史	厚岸町商工会・事務局長
仲 岡 雅 裕	北海道大学厚岸臨海実験所・所長（教授）
遠 藤 圭	釧路地区水産技術普及指導所・所長
福 田 雅 人	北海道厚岸翔洋高等学校・校長
柴 田 耕一郎	北海道厚岸翔洋高等学校・教頭
鶴 岡 理	北海道厚岸翔洋高等学校・学科長

※企画評価会議からの所見を踏まえ、今後は、事業推進委員として厚岸翔洋高校のPTA役員（女性）や情報通信分野において取組を支援できる方に加わっていただくなど、必要に応じて専門的な知識や技術のある産業人等を事業推進委員に加え、本事業の支援体制を強化していく予定。

## 9 課題項目別実施期間

業務項目	実施期間（契約日～令和5年3月31日）											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
厚岸町長講話		○										
地域の課題を 発見			○			○						
資源管理手法 の導入			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
安全・効率操 業体制の確立				○	○	○	○	○	○			○
栽培漁業に関 する研修				○		○	○		○		○	
教育課程の方 向性の検討				○		○		○		○		
キャリア・パス ポートの活用	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

## 10 知的財産権の帰属

※いずれかに○を付すこと。なお、1.を選択する場合、契約締結時に所定様式の提出が必要となるので留意すること。

- ( ) 1. 知的財産権は受託者に帰属することを希望する。  
 (○) 2. 知的財産権は全て文部科学省に譲渡する。

## 11 再委託の有無

再委託業務の有無 有 ・  無

## 12 所要経費

別添のとおり

※課税・免税事業者： 課税事業者・ 免税事業者 （□で囲むこと）